

令和7年度盛岡・八幡平広域観光PR動画制作業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度盛岡・八幡平広域観光PR動画制作業務
- (2) 業務内容 別紙「委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和8年3月31日
- (4) 提案上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募資格

当プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあつては、それぞれの者）（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件（以下「資格要件」という。）のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 提出期限の日までに、盛岡・八幡平広域市町（※）からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。
※盛岡市、八幡平市、宮古市、滝沢市、鹿角市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、岩泉町及び小坂町の12市町
- (4) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税等の滞納がない者であること。
- (6) 広域圏のいずれかに本店又は支店（支社）、営業所を有していること。

3 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始 令和7年4月28日（月）
- (2) 質問受付期限 令和7年5月14日（水）正午まで
- (3) 質問への回答 令和7年5月16日（金）までに公表
- (4) 提案書類の提出期限 令和7年5月20日（火）午後5時まで
- (5) 一時審査の実施 令和7年5月21日（水）
- (6) 二次審査の実施（予定） 令和7年5月23日（金）から5月29日（木）まで
- (7) 選考結果の通知（予定） 令和7年5月30日（金）
- (8) 契約締結及び業務開始（予定） 令和7年6月上旬頃

4 提出書類 各2部

- (1) 委託提案申込書（様式第1号）
- (2) 応募資格を有していることを証明する書類
 - ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）
 - イ 定款又は寄附行為等※グループで申請する場合、様式第1-2号も併せて提出すること。

なお、グループで申請する場合は、以下(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること

(3) 申請する団体の役員等名簿（様式第2号）

(4) 企画提案書（任意様式）

別紙「委託仕様書」に掲げる業務内容に関して、次のアからウまでに掲げる事項を記載したものとす。

ア 具体的な実施内容及び実施方法（「委託仕様書」に掲げる業務内容ごとに整理して作成）

イ 作業及び事業実施スケジュール

ウ 業務実施体制

(5) 経費見積書（任意様式）

(6) 組織等に関する調書（様式第3号）

(7) 事業実績調書（様式第4号）

※官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載してください。

(8) （グループでの申請の場合のみ）グループの代表者、代表権限、意思決定の手續等グループの組織に関する取決めを記載した書類

5 企画提案書等の作成

様式は任意とするが、参加者は、別紙「委託仕様書」に掲げる業務内容に関して、企画提案書等を作成すること。

6 経費の見積もり

本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額及び税額等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

7 提案書類の受付

(1) 受付期間

3 スケジュールに記載のとおり。【必着】

（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。また、受付期間であっても土曜日、日曜日、祝祭日を除くものとする。）

(2) 提出先

盛岡市役所本庁舎別館7階（〒020-8530 盛岡市内丸12番2号）

盛岡・八幡平広域観光推進協議会事務局（盛岡市交流推進部観光課内）

（担当）本田（ほんだ）

(3) 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。

なお、資料一式は電子ファイル（PDF形式）も提出すること。

ア 持参

イ 郵送：簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送により期限までに必着のこと

(4) 無効となる提案書類

次のアからカまでのいずれかに該当する提案書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 所要経費が、提案上限額を超えるもの

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字により必要事項が確認できないもの

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

8 質問の受付

公募に関する質問がある場合は、質問票（様式A）により、協議会事務局（盛岡市交流推進部観光課）あての電子メール（アドレスは下記参照。）に電子ファイル（Word形式又はPDF形式）を添付して提出すること。

なお、電話、口頭、ファクシミリ、持参等による質問や、質問票によらない質問は認めない。

(1) 受付期間

3 スケジュールに記載のとおり。

(2) 質問方法

ア 電子メールによる。（送付先：kankou@city.morioka.iwate.jp）

イ 電子メールの件名の最初に「【質問】盛岡・八幡平広域観光PR動画制作業務」と明記し、電子メール送信後、電話で協議会事務局にメールの着信を確認すること。

(3) 質問への回答

質問の回答は3に記載のスケジュールに沿って盛岡・八幡平広域推進協議会ホームページに掲載する。ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問若しくは回答内容が質問者の提案内容に密接に関わるもので、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるときは、質問者に対してのみ回答する。

なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。

9 審査方法

(1) 一次審査 書類審査

資格要件の審査のみ実施する。

(2) 二次審査 書類審査

ア 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。

イ 審査委員から企画提案内容について質問があった場合には、令和7年5月26日（月）までに参加者に連絡するものとし、5月28日（水）までに回答を求めるものとする。

10 審査基準

配点は100点満点とし、審査項目及び項目別の配点は次表のとおりとする。

審査		配点
項目	内容	
事業目的	事業目的を理解し適格な提案となっているか	10
計画性	事業のスケジュールは妥当であるか	10
事業成果	十分な成果が期待できるか	10
事業内容	事業の企画に係るコンセプトが明確で、工夫されたものになっているか	10
基本仕様	・動画の制作の仕様要件を充たしているか ・実現可能性が高く、具体的な方法・内容となっているか	25
独自の提案・工夫	・仕様書に具体的記載のない事項で、事業効果をさらに高めるための独自の提案・工夫があり、その内容が優れたものとなっているか ・実現可能性が高く、具体的な方法・内容となっているか	15
業務遂行能力	組織体制、業務実績等から判断して、十分な業務遂行能力があると認められるか	10
積算内訳	見積書の積算単価、数量が妥当であり、企画提案内容との整合性が取れているか	10
計		100

11 選定及び結果の公表

(1) 評価基準

10 審査基準による最高順位となった者を選定し、当該選定業者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調の場合は、次順位の者と契約交渉を行う。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、選定後、速やかに参加申込（企画提案）者に通知する。
なお、審査結果に対する質問や異議申立は受け付けない。

12 契約

(1) 契約締結の手続

ア 協議会は、随意契約とし、最高順位者（複数の者が共同で提案した場合にあっては、その代表者）から見積書を徴取して契約書を作成する。

イ 契約の内容となる仕様書は、最高順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、協議会と最高順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、最高順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 業務一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務委託契約を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）の趣旨に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務委託契約の履行に関して知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。当該取り扱いについては、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 成果物等の権利保証と費用負担

受託者は、本業務委託契約の履行にあたって、委託者が権利を有する場合を除いて、成果物及び中間生成物等の制作物について、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを委託者に保証すること。

なお、第三者の著作権その他第三者の権利の承諾又は取得が必要な場合は、受託者の責任においてその手続きの全てを行うものとし、当該手続きに要する費用は全て受託者の負担とする。

(6) 業務委託料

ア 委託料は、本業務が完了し、協議会事務局が業務完了の確認（以下「検査等」という。）を行った後に受託者に支払うものとする。

イ 協議会事務局は、受託者による前金払請求書に基づき、業務委託期間内に委託料の一部を支払う必要があると認めるときには、前金払をすることがある。

なお、前金払の請求総額は委託料の8割以内の額とする。

13 その他留意事項

(1) 1事業（参加）者からの応募は、1提案限りとする。

(2) 応募申込書及び企画提案書の作成並びに提出、ヒアリングに要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提出されたものは原則として返却しない。また、提出後の差替え及び変更は認めない。

なお、提出された応募書類等は、本プロポーザルの審査、選定以外の目的には使用しない。

- (4) 企画提案（参加申込）者が、本プロポーザルの応募資格の要件を満たさないこと、又は提出された応募書類等に虚偽の記載があることが判明したときは、当該企画提案（参加申込）者は失格とする。
- (5) 応募資料等の配布は、協議会事務局（盛岡市内丸 12 番 2 号盛岡市役所本庁舎別館 7 階 盛岡市交流推進部観光課内）で配布する。
なお、ホームページにおいても電子ファイル（Word 形式及び PDF 形式）による応募資料等を掲示する。
- (6) このプロポーザルに関する説明会は実施しない。
- (7) 必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会することがある。
プロポーザルの参加申込書の提出後に参加を辞退するときには、辞退書（任意様式）を提出すること。
なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等の応募書類等は返却しない。
- (8) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として受託者が負うものとする。

14 本プロポーザルに関する連絡先等

盛岡・八幡平広域観光推進協議会事務局（盛岡市交流推進部観光課内）

所在地：〒020-8530 盛岡市内丸 12-2（盛岡市役所本庁舎別館 7 階）

電 話：019-626-7539（担当課直通）

E-MAIL：kankou@city.morioka.iwate.jp